

明治用水頭首工地区

明治用水頭首工技術課題検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備 考										
第 1 章 総則 (適用範囲) 第 1-1 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。											
(目 的) 第 1-2 条	本業務は、土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)明治用水頭首工地区における明治用水頭首工の復旧にあたり、技術課題に係る検討を行い、併せて関係機関との協議資料の作成を行うものである。											
(場 所) 第 1-3 条	本業務の対象となる位置は、愛知県豊田市であり別添位置図に示すとおりである。											
(低入札価格契約における第三者照査) 第 1-4 条	1 下表に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 [割合] 予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。 <table><tr><th>業務区分</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr><tr><td>建設コンサルタント(土木関係のもの)</td><td>直接人件費の額</td><td>直接経費の額</td><td>その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</td><td>一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額</td></tr></table> 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局において、令和 5・6 年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ① 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある ② 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。	業務区分	A	B	C	D	建設コンサルタント(土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	
業務区分	A	B	C	D								
建設コンサルタント(土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額								

項 目	内 容	備 考																																
○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い特別仕様書第 5-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 （一般事項） 第 1-5 条 （管理技術者） 第 1-6 条 （照査技術者） 第 1-7 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項として、受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であつても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する部門は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td><td rowspan="2">総合技術監理</td><td>農業－農業土木</td></tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農業工学・工学</td><td>－</td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr> </tbody> </table> （1）照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td><td rowspan="2">総合技術監理</td><td>農業－農業土木</td></tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農業工学・工学</td><td>－</td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木	農業－農業農村工学	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農業工学・工学	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木	農業－農業農村工学	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農業工学・工学	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－	
資格	技術部門	選択科目																																
技術士	総合技術監理	農業－農業土木																																
		農業－農業農村工学																																
	農業	農業土木																																
		農業農村工学																																
博士	農業工学・工学	－																																
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－																																
資格	技術部門	選択科目																																
技術士	総合技術監理	農業－農業土木																																
		農業－農業農村工学																																
	農業	農業土木																																
		農業農村工学																																
博士	農業工学・工学	－																																
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－																																

項 目	内 容	備 考												
(担当技術者) 第 1-8 条	(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。													
(配置技術者の確認) 第 1-9 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、上記計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。													
(保険加入) 第 1-10 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。													
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	設計の基本的事項に関しては、次表に掲げる図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>発行</th><th>制定(改訂) 年月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td><td>(社)農業農村工学会</td><td>H27. 5</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」</td><td>(社)農業農村工学会</td><td>H20. 3</td></tr> <tr> <td>官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 平成 8 年度</td><td>(財)建築保全センター</td><td>H8</td></tr> </tbody> </table>	名 称	発行	制定(改訂) 年月	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社)農業農村工学会	H27. 5	土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」	(社)農業農村工学会	H20. 3	官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 平成 8 年度	(財)建築保全センター	H8	
名 称	発行	制定(改訂) 年月												
土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社)農業農村工学会	H27. 5												
土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」	(社)農業農村工学会	H20. 3												
官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 平成 8 年度	(財)建築保全センター	H8												
(貸与資料) 第 2-2 条	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書</td><td> - 令和 5 年度明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧工仮設計画策定業務 - 令和 5 年度矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工沈砂池ほか施工計画作成業務 - 令和 4 年度矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工復旧工法検討業務 </td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>・明治用水頭首工復旧対策工事河川協議書</td><td></td></tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量	報告書	- 令和 5 年度明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧工仮設計画策定業務 - 令和 5 年度矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工沈砂池ほか施工計画作成業務 - 令和 4 年度矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工復旧工法検討業務	1 式	その他	・明治用水頭首工復旧対策工事河川協議書					
分類	貸与資料	数量												
報告書	- 令和 5 年度明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧工仮設計画策定業務 - 令和 5 年度矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工沈砂池ほか施工計画作成業務 - 令和 4 年度矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工復旧工法検討業務	1 式												
その他	・明治用水頭首工復旧対策工事河川協議書													

項 目	内 容	備 考
(適用図書及び貸与資料の取扱い) 第 2-3 条	第 2-1 条、第 2-2 条及び共通仕様書に示す図書等の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 適用図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 適用図書は、業務作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。	
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙作業項目内訳表に示すものとする。	
(作業の留意点) 第 3-2 条	設計作業の実施に際し特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有すると共に維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について報告書に記載する。 (3) 第 2-1 条、第 2-2 条及び共通仕様書に示す適用図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記載するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNDB) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、 https://www.nn-techinfo.jp 参照。 ・新技術情報システム (NETIS) は、 https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS 参照。 (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ 参照。 (7) 公開用成果品の作成について、個人情報等の公開すべきでない情報は、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として作成すること。	

項 目	内 容	備 考
(業務の成果品質確保対策) 第 3-3 条	契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解の上、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに所長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議である。なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減等 イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。 (2) 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに所長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 (3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外にあっても必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 (4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 (5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。	
第 4 章 業務管理 (情報共有システム) 第 4-1 条	(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。	

項 目	内 容	備 考
第 5 章 打合せ (打合せ) 第 5-1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手前 第 2 回 中間打合せ 最終回 成果品取りまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、第 1-4 条に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第 6 章 成果物 (成果物) 第 6-1 条	成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
(成果物の提出) 第 6-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県豊田市山之手町 5 丁目 73 番地 1 山之手ビル 6 階 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 明治用水頭首工復旧建設所	
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 25 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第 5-1 条に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合。 (3) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関との対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他	
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
1 準備作業		
1-1 現地調査	本業務の実施に必要な現地調査を行う。	1 式
1-2 資料の検討	貸与資料等を整理、把握し、業務作業計画を樹立する。	1 式
2 右岸対策工事の 施工計画及び工 程計画の検討	本地区で実施予定である右岸対策工事（仮称）と、矢作川総合第二期地区の明治用水頭首工右岸附帯工（沈砂池）耐震化対策工事（仮称）は施工位置が隣接しており、一件工事で施工する場合の右岸対策工事に係る施工計画及び工程計画を作成する。なお、本作業には、図面作成、数量計算、概算工事費算定を含む。	1 式
3 関係機関との協 議資料作成	右岸対策工事の実施に当たり必要となる河川管理者等との協議事項を整理するとともに、協議に必要な資料を作成する。	1 式
4 照査	上記 1～3 作業について照査を実施し、照査報告書を作成する。	1 式
5 点検取りまとめ	成果資料の点検、取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式
6 公開用成果品の 作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	1 式